

事 務 連 絡  
令和3年12月17日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

コードレス掃除機用非純正のバッテリーパックについて（続報）（事務連絡）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和3年11月2日付けで事務連絡をした標記の件につきまして、その適切な処理方法について、経済産業省、輸入事業者及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）で検討を行ってきたところですが、その結果が取りまとめられ、経済産業省からプレスリリースがありましたので情報提供いたします。

つきましては、経済産業省プレスリリースの内容に加えて、下記のとおり留意事項を含め、貴管内市町村等に周知の上、適切な御対応をいただきたくお願いいたします。

## 記

### 1 当該バッテリーパックの適正処理について

当該バッテリーパックの適正処理について、以下のとおり進められたい。

- (1) 有限会社すみとも商店のバッテリーパックについては、当該事業者が既に倒産しており、リコールによる回収がかなわない。については、事業活動に伴って生じるものは、産業廃棄物に該当するため、排出事業者において適正に処理すること。産業廃棄物以外のものは、一般廃棄物に該当するため、市町村において適正に処理すること。
- (2) ロワ・ジャパン有限会社のバッテリーパックについては、リコールにより同社が回収対応するので、同社の案内に従うこと。

ロワ・ジャパン有限株式会社の URL

<https://www.rowa.co.jp/pages/dc62-notify>

メール問合せ先 info@rowa.co.jp

※ 当該バッテリーパックは、一般社団法人JBRCの非会員企業が輸入・販売したものであるため、当該法人による回収対象外となる。

## 2 ユーザーによる事前放電の徹底について

経済産業省、輸入事業者及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）によれば、当該製品は、事前放電していない場合、充放電をしていない保管状態であっても発火リスクがあるとされている。

したがって、当該製品の廃棄物処理（ごみ集積所等への排出を含む。）に当たっては、バッテリーパックを安全な状態にし、発火による火災事故等を防止するため、当該製品を廃棄物として排出する段階までに、次のいずれかの放電方法により、ユーザーによる事前放電実施の周知を徹底されたい。

- (1) 掃除機を作動させることで、バッテリーパックを使い切る放電方法。
  - (2) バッテリーパックを塩水につける放電方法（濃度3%程度で4日間程度）。
- ※ 放電方法の詳細については、経済産業省プレスリリースを参考にすること。
  - ※ 一度放電したバッテリーパックは、再充電して使用しないこと。
  - ※ 放電が完了すれば、製品保管上また廃棄物処理上（収集運搬、破碎、焼却、埋立て等の処分等）において、当該バッテリーパックは発火に至らないことが確認されている。

## 3 市町村における処分方法の例

市町村において当該バッテリーパックを処分する際は、他の二次電池と同様に、処分委託を行うなど（他に、直接埋立て、焼却炉への直投等）が考えられる。

以上

(参考)

経済産業省ホームページ（プレスリリース）：

<https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211217005/20211217005.html>

環境省ホームページ（リチウム蓄電池等に関する情報）：

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium\\_1/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html)

(本件に関するお問合せ先)

経済産業省 産業保安グループ 製品事故対策室 03-3501-1701(直通)

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-9273(直通)